

## 答 申 (第 31 号)

### 第 1 審査会の結論

公安委員会（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった公文書について行った非開示決定は、妥当である。

### 第 2 異議申立ての経過

#### 1 開示請求

平成 19 年 4 月 2 日、異議申立人は、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対し、「平成〇年〇月に〇〇〇が『〇〇〇と認定した』〇〇事件に関して苦情申出の回答（平成〇年〇月〇日）で示された『・・〇〇〇』に反して〇〇の被告準備書面が著しく異なる内容だった件に関して、判決後に県公安委員会で審議した内容又は発した内容が分かる資料」（以下「本件対象公文書」という。）について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 開示決定等

- (1) 平成 19 年 4 月 12 日、実施機関は、本件開示請求に対し、本件対象公文書が不存在であることを理由とする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (2) 平成 19 年 4 月 16 日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 平成 19 年 5 月 8 日、実施機関は、条例第 19 条の規定により、本件異議申立てについて富山県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

### 第 3 異議申立ての内容

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、本件対象公文書の全面公開を求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び審査会での意見陳述において主張する本件異議申立ての理由の要旨は、概ね次のとおりである。（なお、異議申立人は、これ以外に直接本件異議申立てとは関係が無いことについても主張しているが、ここでは取り上げない。）

- (1) 実施機関が苦情申出について回答した（平成〇年〇月〇日）内容「・・〇〇〇」に相反して、〇〇〇が判決（平成〇年〇月〇日）では、「・・〇〇〇・・」などと結論付け

ており、回答内容と比較して著しく異なった判決が出た件に対して実施機関が問題視せず、関係文書が存在していないとは考えられない。

(2) 警察本部長が(〇〇〇・平成〇年〇月〇日)「〇〇〇事件の確定について(報告)」を警察庁長官官房首席監察官並びに中部管区警察局総務監察部長あてに報告しておりながら、実施機関で審議した文書や発した文書が作成されていないとは言い難い。

(3) 「第1準備書面の作成について」と題する起案文書(意見陳述の資料として提出)は、その様式等から、公安委員会に対して決裁を受けるべく作成された公文書である。このように、訴訟の準備書面や陳述書は、このような起案文書を必ず作成して決裁を受けて、公安委員会にも報告して、警察庁の訴訟担当や弁護士に提出するものである。

公安委員会は自ら作成した苦情処理結果通知書において「〇〇〇」と記載しているの  
で、公安委員会では、当該記載と〇〇の被告準備書面の内容とが異なることについて審議しているはずである。

#### 第4 実施機関の説明

実施機関が、非開示理由説明書及び審査会での意見陳述において説明する公文書の非開示決定等に係る理由の要旨は、概ね次のとおりである。

##### 1 非開示決定(不存在)とした理由について

本件開示請求中、「平成〇年〇月に〇〇〇が〇〇〇と認定した〇〇事件」とは平成〇年〇月〇日に〇〇〇が判決を下した〇〇〇事件をいい、「準備書面」とは同〇〇事件において県から〇〇〇に提出された文書をいうものである。また、「〇〇〇」とは、平成〇年〇月〇日に実施機関から異議申立人に送付した「苦情処理結果通知書」の内容である。

当該準備書面については、警察本部監察官室に保管されているものの、監察官室において、当該準備書面を実施機関に報告した公文書の存在は認められず、また、実施機関の事務を担当する部署(警察本部警務部総務課公安委員会事務担当室)においても、警察本部から当該準備書面について報告を受けた事実を記録した公文書の存在は認められなかった。

##### 2 異議申立ての理由に対する説明について

異議申立人は、苦情処理結果通知書の内容と〇〇事件の判決の内容とが著しく異なることに対し、実施機関が問題視せず関係文書が存在しないとは考えられない旨主張するが、〇〇事件判決後の平成〇年〇月〇日に開催された実施機関の定例会の会議録に「首席監察官から、〇〇〇事件の判決概要等について口頭報告があった」との記録があるのみである。これは、本件開示請求の「苦情申出の回答内容と準備書面の内容とが著しく異なるものであったことについて、判決後に公安委員会が審議した内容及び発した内容が分かる資料」とはいえない。

また、異議申立書中の「〇〇〇事件の確定について(報告)」とは、〇〇事件の概要、判決結果及び要旨並びに応訴の方針及び理由等について、警察本部長が作成した公文書である。これは、警察本部長が、所定の様式により警察庁長官官房首席監察官及び中部管区警

察局総務監察部長に報告した公文書であり、実施機関において、異議申立人が主張する公文書を作成するか否かとは関係がないものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象公文書の存否について

異議申立人は、苦情処理結果通知書の内容と〇〇〇に提出された県（警察）の準備書面（平成〇年〇月〇日付け陳述書のこと（意見陳述において異議申立人に確認）。）の内容とが異なるという点について、判決後に実施機関で審議した内容又は発した内容がわかる公文書について開示を求めたものである。

審査会において、実施機関の定例会の会議録の内容を確認したところ、実施機関の説明のとおり、判決の概要を口頭で報告したとする記録が残されているだけであり、異議申立人が開示を求めた本件対象公文書とは異なるものであると認められた。

また、審査会で実施機関から意見聴取したところ、本件対象公文書は作成されておらず、存在しないとする実施機関の説明には、特段の不自然又は不合理な点はないと認められた。

なお、異議申立人が請求する公文書の内容は上記のとおりであることから、異議申立人が指摘した「第1 準備書面の作成について」と題する起案文書及び判決後に警察本部長が作成した「〇〇〇事件の確定について（報告）」と題する公文書の存在は、実施機関における本件対象公文書の作成の有無とは何ら関係がないものと認められる。

### 2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他にも種々主張するが、いずれも審査会の上記の判断を左右するものではない。

### 3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記 審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成19年 5月 8日	諮問書を受理
平成21年 7月 8日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成21年 8月 5日	非開示理由説明書を受理
平成21年 8月11日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成21年 9月 2日 (第70回審査会)	審議
平成21年 9月30日 (第71回審査会)	実施機関から非開示理由説明を聴取 審議
平成21年10月19日 (第72回審査会)	異議申立人及び補佐人から意見を聴取 審議
平成21年11月12日 (第73回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
稲 垣 雅 則	北日本新聞社論説委員長	
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
小 室 修	富山県商工会議所連合会常任理事	
八 木 保 夫	富山大学経済学部教授	会 長
米 田 育 代	前富山県労働委員会委員	